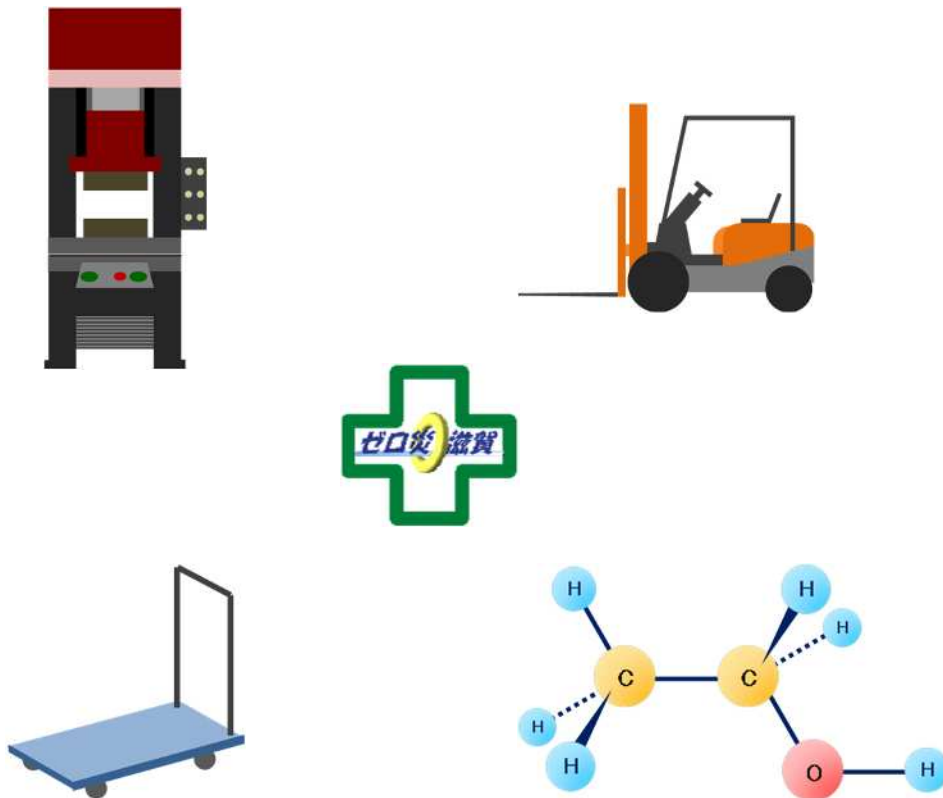


事業場における安全衛生管理体制について

労働者数が常時50人以上の事業場
における安全衛生管理活動



滋賀労働局 労働基準部 健康安全課
大津・彦根・東近江労働基準監督署

はじめに

事業場（法人・企業では無く支店、営業所等の拠点単位）で使用する労働者数が**常時50人以上**となった場合、労働安全衛生関係法令においては、様々な法的義務が生じることとなっていますが、その代表的な義務が、各種管理者（**安全管理者・衛生管理者・産業医**）の選任と、**安全衛生委員会（安全委員会・衛生委員会）**の開催です。

各種管理者は、事業場における安全衛生管理のキーマンとなる者であり、また安全衛生委員会も業務上負傷や健康障害を防止する活動を進めていく上で非常に重要な組織となり、さらに各種管理者と安全衛生委員会は、事業場における安全衛生管理活動の両輪となり、相関連して業務を進めていくことが必要です。

本書では、各種管理者と安全衛生委員会の運用について、その基本的な考え方を解説していますので、労働者数が常時50人以上の事業場における安全衛生管理活動にご活用ください。

もくじ

各種管理者選任・安全衛生委員会開催の義務について

まずは、労働安全衛生関係法令において、各種管理者の選任・届出や安全衛生委員会の開催がどの様に義務付けられているかを確認しましょう。

...1

各種管理者の職務と安全衛生委員会との関係性について

各種管理者が行う職務と安全衛生委員会で協議する事項は、何れも事業場内の安全衛生管理に関する事項であり、相互に関連するものであることを把握しましょう。

...4

安全衛生管理活動の流れについて

1ヶ月・年間の中で、各種管理者と安全衛生委員会を中心としてどの様に事業場内で安全衛生管理活動を進めていくかにつき、一例を紹介します。

...6

各種管理者の作業場内巡視について

安全管理者・衛生管理者・産業医の職務の中でも重要な作業場内の巡視と巡視結果を踏まえた対応等を解説します。

...7

安全衛生委員会の構成・運営について

安全衛生委員会の委員の構成、運営、議事録の作成等について把握しましょう

...8

その他の措置

各種管理者・安全衛生委員会以外で、労働者数が常時50人以上になった場合に義務が生じる措置や手続きについて紹介します。

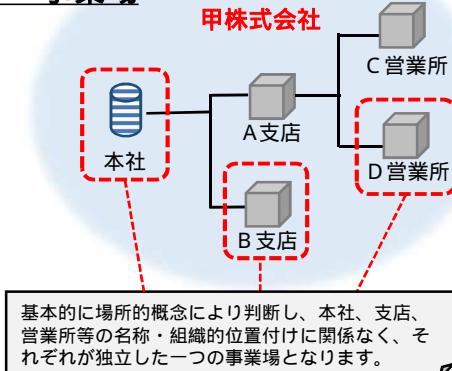
...10

各種管理者選任・安全衛生委員会開催の義務について

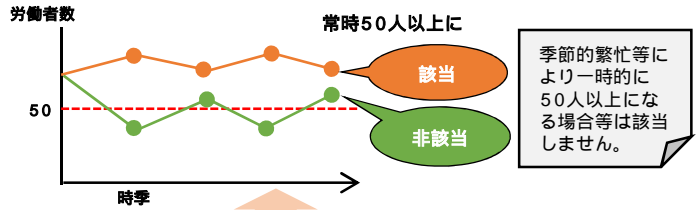
事業場で使用する労働者数が常時50人以上となった場合、労働安全衛生関係法令においては、以下の様な法的義務が発生します。

POINT

1 事業場



2 常時50人以上



(1) 制度の概要

その事業場に専属の者

安全管理者の選任

安 事業場内の安全管理（業務上の負傷等防止）にかかる管理責任者です

【資格要件】

A最終学歴 + B産業安全実務従事経験 + C安全管理者選任時研修の修了

A 大学・高等専門学校 B (理系) 2年以上 (理系以外) 4年以上
 高等学校・中等教育学校 (理系) 4年以上 (理系以外) 6年以上
 (不問) 7年以上

Cは、労働基準協会等で開催されています。(H18.10.1時点で2年以上安全管理者経験がある者は不要) 労働安全コンサルタントは、ABCの要件無くても選任可能

衛生管理者の選任

衛 事業場内の労働衛生管理（健康障害の予防）にかかる管理責任者です

【資格要件】

業種や規模に応じて必要な資格（免許）が異なります。

- ・第一種衛生管理者免許（医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントを含む）
- ・第二種衛生管理者免許
- ・衛生工学衛生管理者

第一種・第二種衛生管理者免許は、**安全衛生技術センター**で実施する免許試験に合格する他、薬剤師、保健師免許を受けた者等が受けることができます。

衛生工学衛生管理者は、第一種衛生管理者免許試験合格者等で衛生工学衛生管理者講習を修了した者が受けることができます。

産業医の選任

医 事業場内の労働衛生管理（健康障害の予防）に医学的見地から助言等を行う医師です。

【資格要件】

- ・医師であることに加え、産業医の要件として以下の何れかが必要です。
- ・日本医師会・産業医科大学が行う研修の修了
- ・産業医養成課程を設置する大学で指定過程修了 + 実習履修
- ・労働衛生コンサルタント（保健衛生）
- ・大学の労働衛生科目担当教授、准教授、常勤講師又はこの経験者

専属産業医以外は専属要件無く、雇用も不要（嘱託契約でも可能）例外あり2参照

安全衛生委員会の開催



事業場内の安全衛生管理にかかる問題点や対応等を調査審議し、事業者意見するための協議組織です。

（「安全衛生委員会の構成・運営について」を参照してください。）

安全委員会と衛生委員会それぞれの設置に代えて**安全衛生委員会**としても開催可能です

安全委員会

衛生委員会

OR

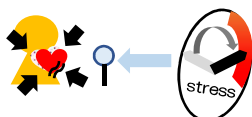
安全衛生委員会

事業場

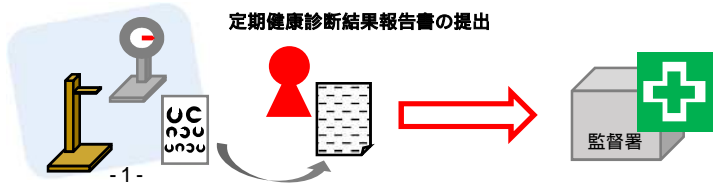
その他

（「その他の措置」を参照してください）

ストレスチェック



定期健康診断結果報告書の提出



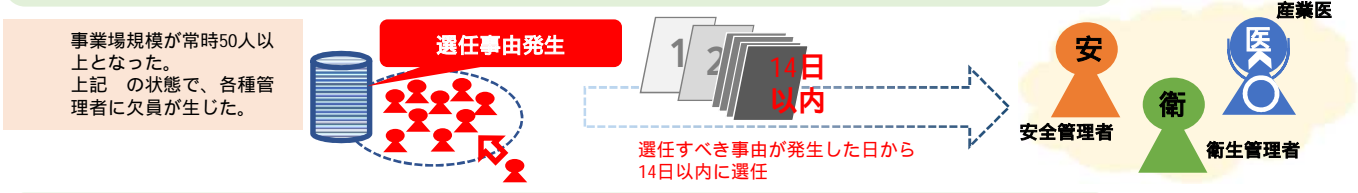
(2)業種ごとの制度の適用

業種ごとの、安全管理者、衛生管理者及び産業医といった各種管理者の選任要件、安全委員会及び衛生委員会の開催要件等は、下の表のとおりです。

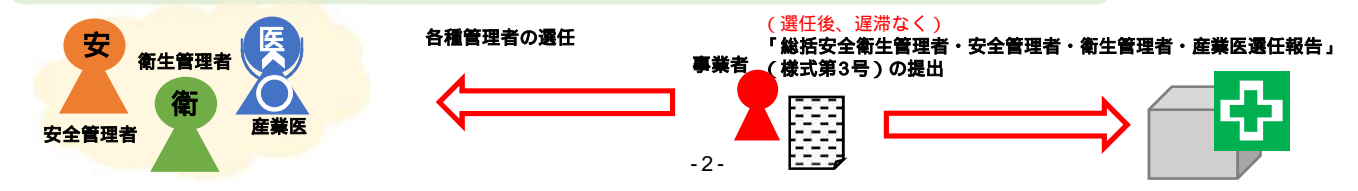
製造業			木材・木製品製造業 化学工業 鉄鋼業 金属製品製造業 輸送用機械器具製造業		左以外の製造業									
運送業		道路貨物運送業 港湾運送業			左以外の運送業									
農林畜水産業	林業						林業以外							
製造業・運送業・農林畜水産業以外の業種		鉱業 建設業 清掃業	自動車整備業 機械修理業	医療業	電気業 ガス業 熱供給業 水道業	通信業 各種商品卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 各種商品小売業 家具・建具・じゅう器等小売業 燃料小売業 旅館業 ゴルフ場業		左以外の事業						
安全管理者	常時使用する労働者数が50人以上で選任義務 右表の業種に応じた労働者数以上を使用する事業場は、少なくとも1人を専任の安全管理者とする		<table border="1"> <tr> <td>建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業</td> <td>300人</td> </tr> <tr> <td>無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業</td> <td>500人</td> </tr> <tr> <td>紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業</td> <td>1000人</td> </tr> <tr> <td>上記以外の業種で、過去3年間の労働災害による休業1日以上 の死傷者数の合計が100人を超える事業場</td> <td>2000人</td> </tr> </table>		建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人	無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人	紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1000人	上記以外の業種で、過去3年間の労働災害による休業1日以上 の死傷者数の合計が100人を超える事業場	2000人	選任義務無	
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人													
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人													
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1000人													
上記以外の業種で、過去3年間の労働災害による休業1日以上 の死傷者数の合計が100人を超える事業場	2000人													
衛生管理者	以下の常時使用する労働者数に応じて選任人数（カッコ内）が変動 50人以上200人以下：（1人） 200人超500人以下：（2人） 500人超1000人以下：（3人） 1000人超2000人以下：（4人） 2000人超3000人以下：（5人） 3000人超：（6人） 以下の場合、少なくとも1人を専任の衛生管理者とする 常時1000人超の場合、常時500人超で坑内労働又は危険有害業務【 1】に常時30人以上従事（【 1】労基則第18条各号に規定された業務） 以下の場合、衛生管理者のうち1人を、衛生工学衛生管理者の免許を受けた者の内から選任しなければならない 常時500人超で坑内労働又は一部の危険有害業務【 2】に常時30人以上従事（【 2】労基則第18条第1号、第3号から第5号まで、第9号に掲げる業務）		<table border="1"> <tr> <td>衛生工学第一種</td> <td>衛生工学第一種</td> <td>衛生工学第一種 第二種</td> <td>衛生工学第一種</td> <td>衛生工学第一種 第二種</td> </tr> </table>		衛生工学第一種	衛生工学第一種	衛生工学第一種 第二種	衛生工学第一種	衛生工学第一種 第二種					
衛生工学第一種	衛生工学第一種	衛生工学第一種 第二種	衛生工学第一種	衛生工学第一種 第二種										
産業医	常時使用する労働者数が50人以上で選任義務 常時使用する労働者数が3000人超の場合は2人以上選任 常時使用する労働者が1000人以上、あるいは、常時使用する有害業務に従事する労働者が500人以上の場合は、専属の産業医の選任が必要													
安全委員会	常時使用する労働者数が50人以上で開催義務	開催義務無	常時使用する労働者数が100人以上で開催義務	開催義務無										
衛生委員会	常時使用する労働者数が50人以上で開催義務													

コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター及び均一価格店は、本表における各種商品小売業から外れます（左以外の事業に該当）。

(3)各種管理者の選任義務の発生



(4)各種管理者の選任報告の届出



各種管理者の選任報告書（記入例）

選任した管理者の種類により記載事項と添付書類が変わりますので注意してください。

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）（表面）

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告書

80401	労働 保険 番号 25101999999999999999	ページ 1 / 1			
事業場の 名称	滋賀労働基準工業株式会社 八日市工場	事業の種類	坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 人	衛生管理者の場合は記入	
事業場の 所在地	郵便番号（ 527-8554 ） 東近江市八日市緑町8-14	製造業（物の加工業を含む。）	坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人	産業医の場合は記入	
電話 番号	0748-41-3366	労働者数	55 計	産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数	
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること	ヒガシオウミ ジロウ				
被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること	東近江 次郎				
選任年月日 7:平成 9:令和 1~9年は付 1~9月は付 1~9日は付	9040401	生年月日 1:明治 3:大正 5:昭和 7:平成 9:令和 1~9年は付 1~9月は付 1~9日は付	5540401	選任種別 2	1. 総括安全衛生管理者 2. 安全管理者 3. 衛生管理者 4. 産業医
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務	事業場内の安全管理全般		専属の別 1. 専属 2. 非専属	他の事業場に勤務している（O）または、その勤務先	安全管理者・衛生管理者の場合は記入
専任の別 1. 専任 2. 兼職	製造課長		他の業務を兼職している場合は、その業務		安全管理者・衛生管理者は原則「1」、産業医は専属産業医以外は「2」
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要	平成13年3月 A大学工学部卒業 平成13年4月 滋賀労働基準工業株式会社入社 平成20年5月 安全管理者選任時研修修了 産業安全の実務経験 10年6ヶ月				
産業医の場合は医籍番号等	- - - - -				
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること	ヒコネ サプロウ				
前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること	彦根 三郎				
辞任、解任等の年月日 7:平成 9:令和 1~9年は付 1~9月は付 1~9日は付	9040331		参考事項		
令和4年 4月 10日	滋賀労働基準工業株式会社		事業者職氏名代表取締役 滋賀 四郎		
東近江労働基準監督署長殿					

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳簿印刷に係る入力支援サービス ver3.4

衛生管理者の場合は記入

産業医の場合は記入

安全管理者・衛生管理者の場合は記入

安全管理者・衛生管理者は原則「1」、産業医は専属産業医以外は「2」

安全管理者の場合は記入（安全実務経験確認のため職名（域）を記入すること。）

産業医の場合は記入（種別は裏面のコードを記入。医籍番号は医師免許証から確認）

辞任・解任者がいない新規専任の場合は、「新規専任」と記入

押印は廃止（有っても可）であるが、事業者職氏名は必ず記載する。

届出書類（選任報告 + 添付書類）

安 安全管理者

選任報告（様式）

安全管理者選任時研修の修了証等（写）

衛 衛生管理者

選任報告（様式）

衛生管理者の免許証等（写）

医 産業医

選任報告（様式）

医師免許証（写）

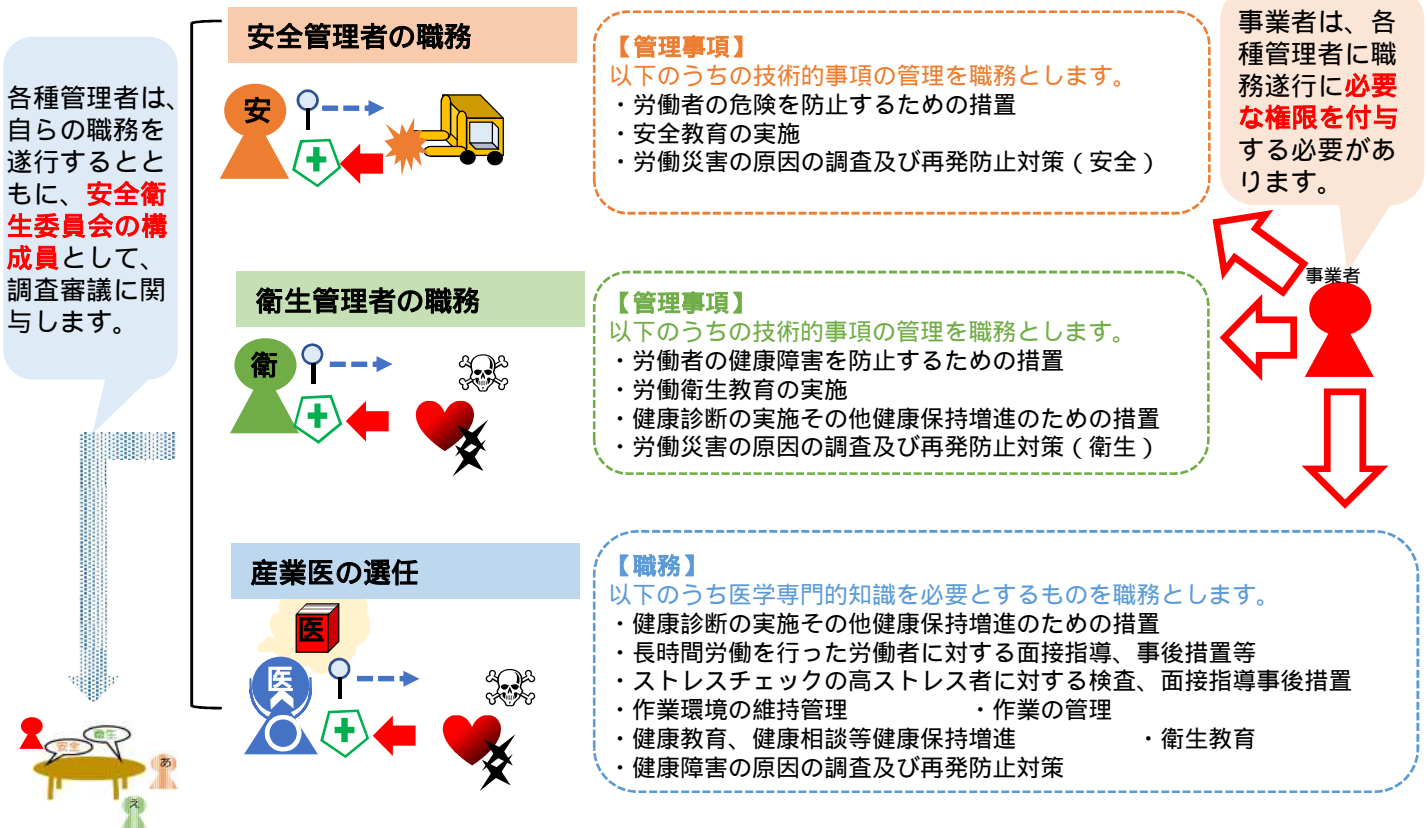
産業医としての研修の修了証等（写）

各種管理者の職務と安全衛生委員会との関係性について

安全管理者、衛生管理者及び産業医の職務と安全衛生委員会（安全委員会・衛生委員会）における調査審議事項は、何れも事業場内における労働災害の防止や健康障害の予防を目的としたものであり、相互に関連します。

事業場における安全衛生管理活動では、これらの制度を上手く連携させて効果的に運営を行っていくことが重要です。

(1)各種管理者の職務



(2)安全衛生委員会（安全委員会・衛生委員会）の調査審議事項



【調査審議事項】

安全委員会と衛生委員会それぞれの設置に代えて**安全衛生委員会**としても開催可能です

安全委員会

- ・労働者の危険を防止するための基本となるべき対策

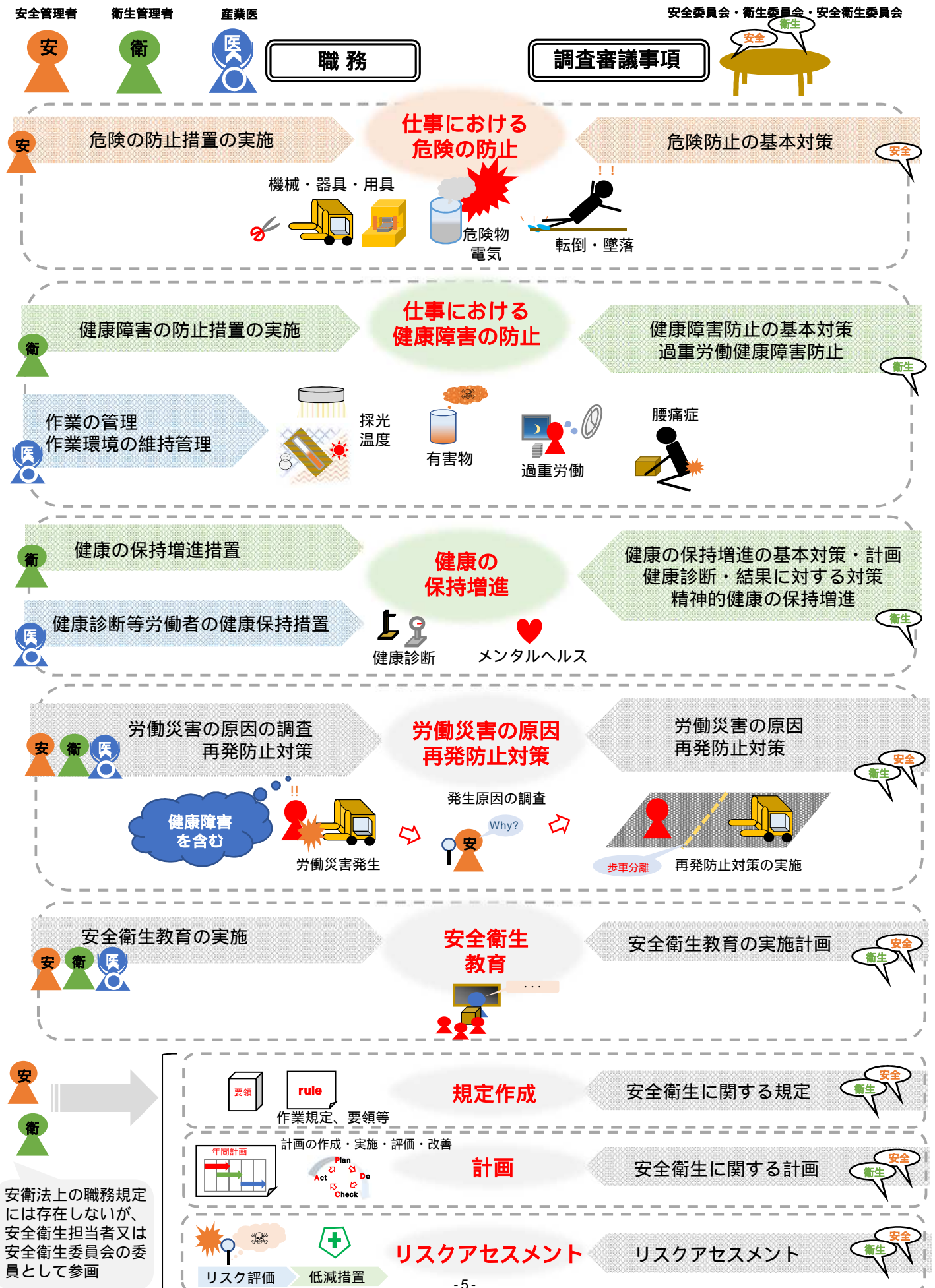
衛生委員会

- ・労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策
- ・化学物質のリスクアセスメント及びリスク低減対策
- ・作業環境測定の結果及び対策
- ・健康診断等の結果及び対策
- ・健康保持増進措置
- ・長時間労働者の健康障害防止措置
- ・メンタルヘルス対策

共通事項（安全委員会では安全関係、衛生委員会では衛生関係）

- ・労働災害の原因及び再発防止対策
- ・規程の作成
- ・リスクアセスメント
- ・計画
- ・教育

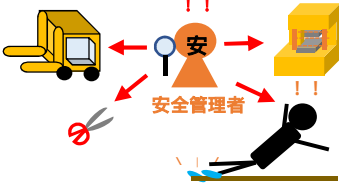
以下のとおり、各種管理者の職務と安全衛生委員会の調査審議事項との間には共通する事項が多く、各種管理者が自らの職務と安全衛生委員会との関連性を意識して活動する必要があります。



安全衛生管理活動の流れについて

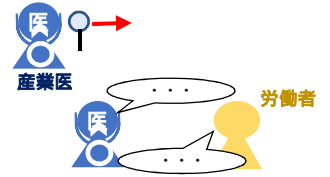
安全管理者の作業場等巡視

毎週月曜に安全管理者は作業場内等の定期巡視を行い、危険箇所の有無、安全な作業の遂行状況等を確認します。
この際に、措置内容について協議を要する事項は、事業者に報告するとともに、直近の安全衛生委員会で協議を行うこととします。



産業医の訪問

毎月1日に産業医が事業場を訪問し、作業場等の巡視の他、健康診断有所見者にかかる意見具申、過重労働による疲労の蓄積を訴えた労働者及びストレスチェックの高ストレス者で面接指導を申し出た労働者への面接指導を行います。



安全衛生委員会の開催

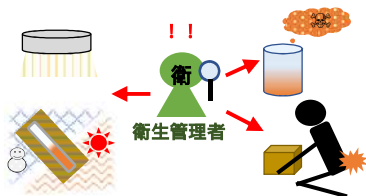
毎月15日（所定休日の場合はその前日）に安全衛生委員会を開催しています。
調査・審議内容については速やかに議事録を作成し、事業者に報告するとともに、事業場に掲示して労働者に周知します。



月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

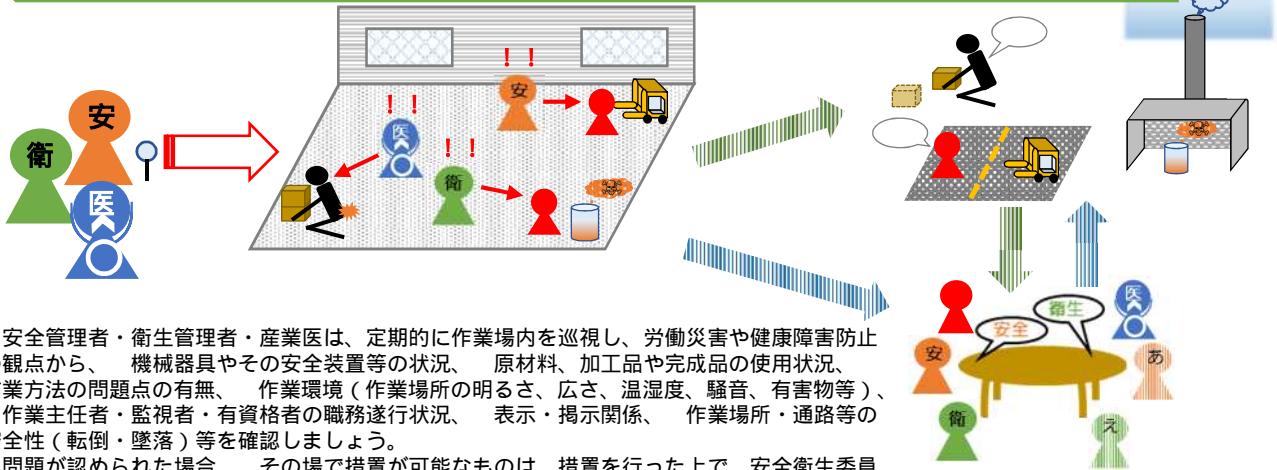
衛生管理者の作業場等巡視

毎週水曜に衛生管理者は作業場内等の定期巡視を行い、有害な箇所の有無、衛生的な作業の遂行状況等を確認します。
（措置内容に協議を要する事項は、安全管理者の場合と同様です。）



	出来事 (黒は計画事項、赤は突発的出来事等)	各種管理者 【安】安全管理者、【衛】衛生管理者、 【医】産業医	委員会
4月	雇入時健康診断 流れは「定期健康診断・特殊健康診断(1回目)」参照 雇入時教育	【衛】健康診断実務、衛生関係の教育実施、【安】安全関係の教育実施	雇入時教育等安全衛生教育の計画・進捗状況の確認
5月	作業環境測定(1回目) 測定の実施	【衛】作業環境測定実務	
6月	定期健康診断・特殊健康診断(1回目) 健康診断の実施 測定結果の確認 改善対策の検討・実施	【衛】健康診断実務・作業環境測定結果の確認・改善対策の検討と実施	作業環境測定結果の確認・改善対策の検討
7月	診断結果到着	【衛】健康診断有所見者特定	
8月	産業医意見聴取 有所見者への事後措置 長時間(過重)労働者発生 面接指導申込	【衛】結果報告の監督署提出、過重労働者への情報提供等 【医】有所見者への意見	有所見者にかかる産業医意見を踏まえた対応の検討 過重労働者の労働時間削減について
9月	健診結果報告 産業医面接指導 事後措置	【医】過重労働者への面接指導	過重労働者にかかる産業医意見を踏まえた対応の検討
10月	ストレスチェック ストレスチェックの実施	【衛】ストレスチェック実務	
11月	結果到着 集団的分析 作業環境測定(2回目) 流れは1回目と同様	【衛】高ストレス者への面接指導勧奨、集団的分析内容の確認	
12月	高ストレス者面接指導 事後措置 特殊健康診断(2回目) 流れは1回目と同様	【衛】結果報告の監督署提出 【医】面接指導希望の高ストレス者への面接指導	高ストレス者にかかる産業医意見を踏まえた対応の検討
1月	ストレスチェック結果報告 作業内容変更	【安衛】変更される作業内容について、リスクアセスメント、作業標準作成、安全衛生教育の検討・実施	変更される作業内容について、リスクアセスメント、作業標準作成、安全衛生教育の内容検討
2月	労災事故発生 労働者死傷病報告 原因究明・再発防止対策	【安衛】発生状況調査・原因究明・再発防止対策の検討	労災災害の原因・再発防止対策の検討
3月	年間計画(次年度)策定	【安衛】今年度計画の実施状況の検証・次年度計画案の検討	今年度計画の実施状況の検証・次年度計画の検討

各種管理者の作業場内巡視について



安全管理者・衛生管理者・産業医は、定期的に作業場内を巡視し、労働災害や健康障害防止の観点から、機械器具やその安全装置等の状況、原材料、加工品や完成品の使用状況、作業方法の問題点の有無、作業環境（作業場所の明るさ、広さ、温湿度、騒音、有害物等）、作業主任者・監視者・有資格者の職務遂行状況、表示・掲示関係、作業場所・通路等の安全性（転倒・墜落）等を確認しましょう。

問題が認められた場合、その場で措置が可能なものは、措置を行った上で、安全衛生委員会に報告の上、調査審議を行い、その場で措置が困難なものについては、応急的な対策を講じたうえで、安全衛生委員会で対応を協議し、必要な恒久的対策を講じる等の手順で、対応を進めていきましょう。

安全管理者



可能な限り頻繁に

機械、器具その他の設備による危険

爆発性の物、引火性の物等による危険

電気、熱その他のエネルギーによる危険

労働者の作業行動（不安全行動）

掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生じる危険

墜落、土砂等崩壊のおそれがある場所における危険

作業場の通路、床面、階段等の保全避難に必要な措置

安全管理者は、業務が原因の負傷を予防する観点から、労働者が就労している作業場、使用している機械器具、原材料・加工品等につき、**危険な箇所が無い**か、**不安全な作業行動が無い**か、の観点から巡視を行います。

の観点では、危険箇所の有無、安全装置等の有効保持、危険性が高い物の管理・保管状況、各種点検・検査等が、の観点では、作業計画・手順書の順守、危険箇所近接作業の有無・状況、保護具等の使用等が、主な確認すべき点になります。

衛生管理者



最低週に1回は

原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸欠、病原体等による健康障害

放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

計器監視、精密工作等の作業による健康障害

排気、排液又は残さい物による健康障害

作業場の換気、採光、照明、保温、防湿、休憩、避難及び清潔に必要な措置
その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置

衛生管理者は、労働者の健康面での悪影響を予防する観点から、労働者が就労している作業場、使用している機械器具、原材料・加工品等につき、**作業環境に問題が無い**か、**作業そのものに問題が無い**か、の観点から巡視を行います。

の観点では、危険場所の照度、暑熱、狭隘さ、有害物の濃度等の状況とこれらへの対策の観点では、作業計画・手順書の順守、有害物取扱作業の有無・状況、保護具等の使用等が、主な確認すべき点になります。

産業医



最低月に1回は

産業医の巡視は、衛生管理者と同じ観点から行いますが、**より医学的見地**から労働者への健康面での問題の有無を確認することとなります。

巡視記録の作成、問題箇所・改善状況の記録、情報の共有

《巡視記録の作成例》

具体的に記載するとともに、写真等で分かりやすく

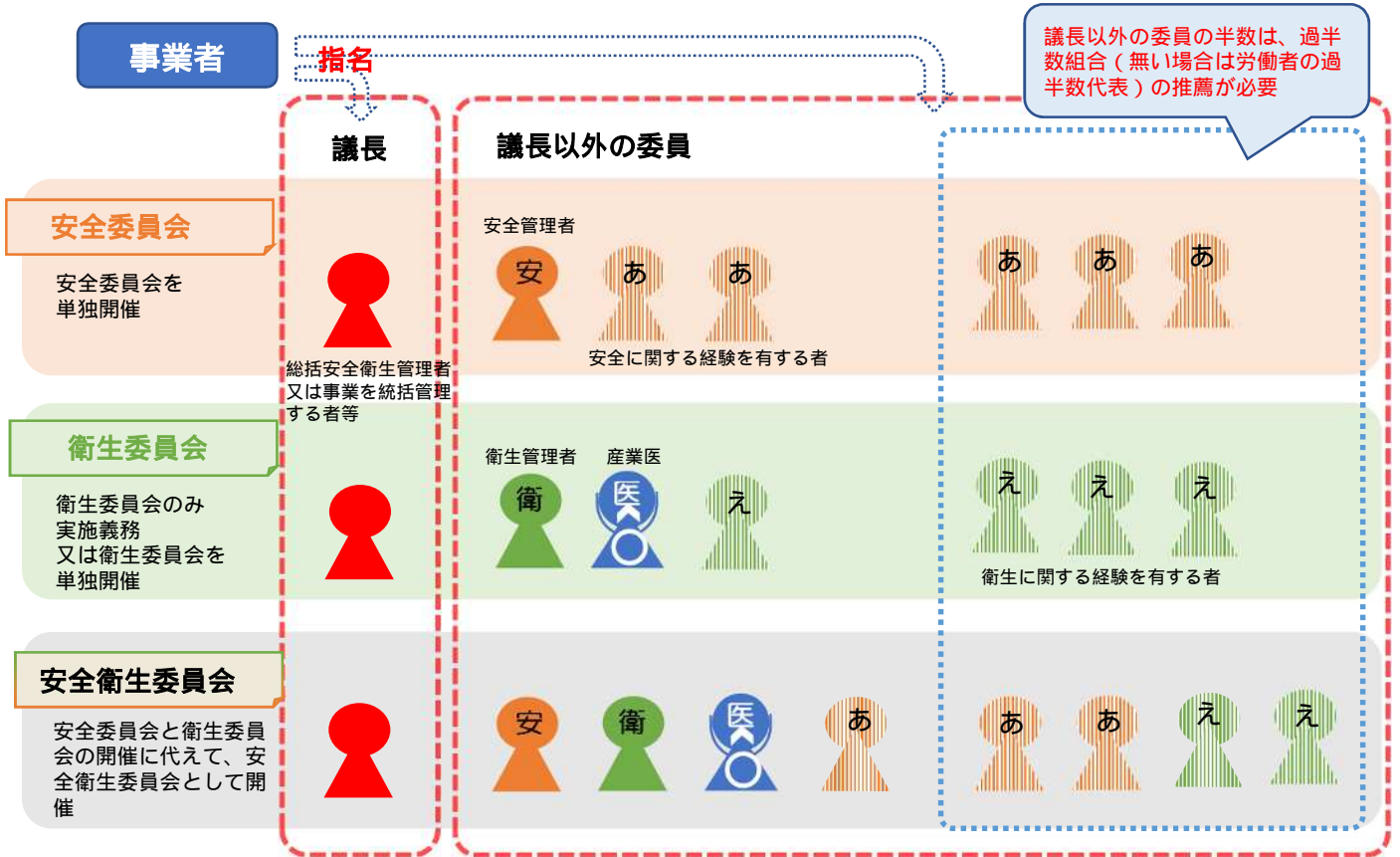
印 印 印 印	
巡視記録 (月日 安全管理者 ○山○平)	
問題箇所	改善計画・状況

事業場トップや安全衛生委員会メンバー等にも
しっかり共有

未完了の場合は、現状・今後の見込み・当面の応急的措置を

巡視結果は、事業場として取り組むべき安全衛生管理上の問題点を把握する重要な情報になります。
具体的な記録を作成し、事業場内で共有するとともに、改善計画の作成、進捗、応急措置等についても、記録し、把握した問題点への対応について事業場内で共通の認識が持てるようにしましょう。

安全衛生委員会の構成・運営について

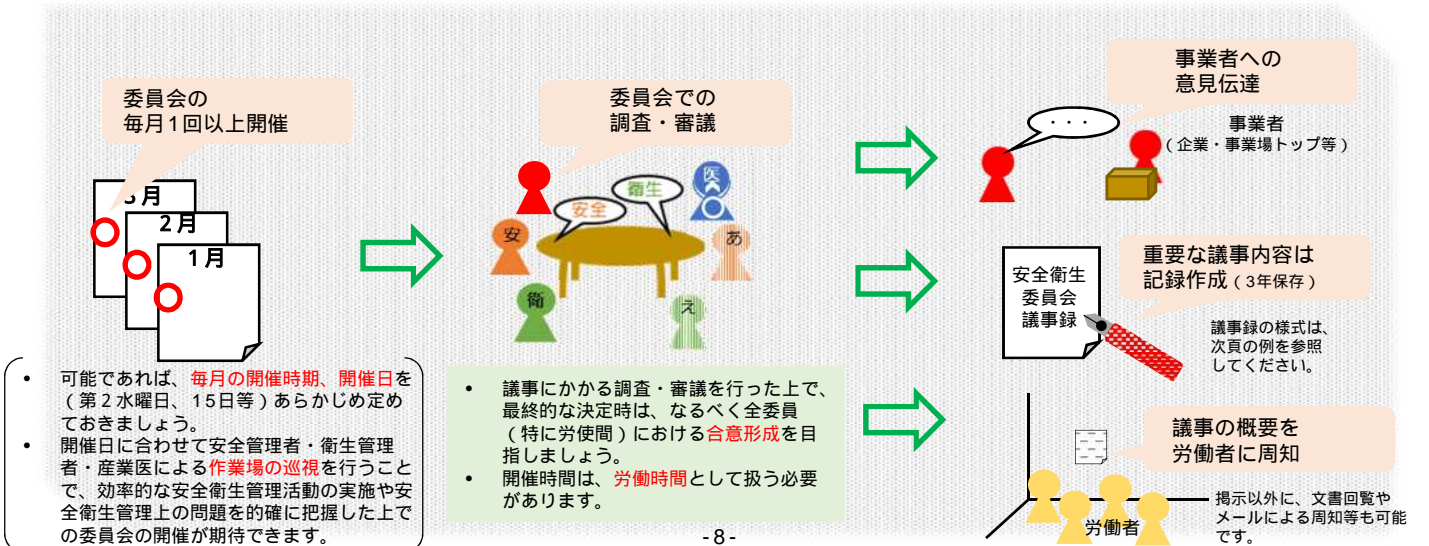
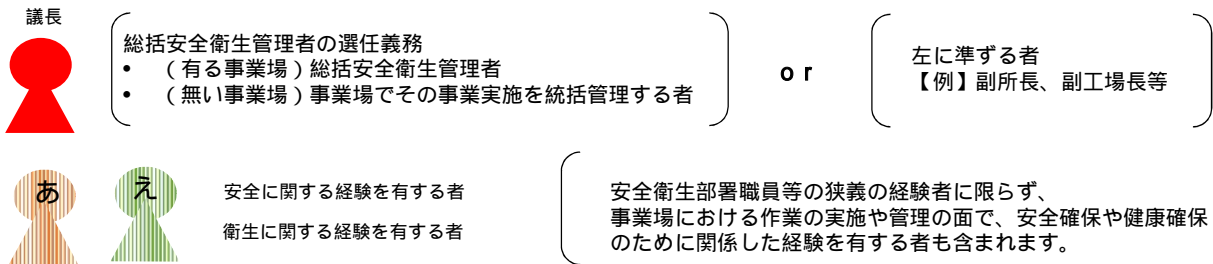


【委員の人数について】

具体的な委員の人数について法令上の定めはありませんが、上図の要件を満たした上で、それぞれの事業場の実情を踏まえ、相応しい人数を設定してください。

【委員以外の者の出席について】

委員は、議決、合意等を行う際に投票権等を有する等委員会の決定方針に一定の権限を有する者です。これらの権限を有しない、事務局（進行、書記等）やオブザーバー等の委員以外の者を委員会に出席させることは、特に問題ありません。



(安全衛生委員会議事録の作成例)

安全衛生委員会議事録

開催日時	令和4年10月14日(金) 午後 4時 0分から 午後 5時 0分		
開催場所	1階 会議室		
出席者	議長	工場長 A山B男	
	委員	(労働者代表推薦者)	
		課長 C川D子 (衛生管理者)	課長 K中L吉
		係長 E田F平 (安全管理者)	課長 M岡N仁
		係長 G野H太	係長 O木P子
	医師 I本J美 (産業医)	係 Q口R乃	
他	課長 S道T彦 (司会)		
	係 U家V子 (議事録作成)		

議題	審議内容・決定事項
1 9月度に発生した労働災害の原因と再発防止対策	3件(休業1ヶ月1件、不休2件)発生。内2件は非常作業時の機械運転不停止によるもの。再発防止対策としてインターロック機構を導入予定。年内に措置完了予定であるが、それまでは非常作業時の機械停止の確実な実施を作業場内掲示や管理者による教育等で徹底する。 (事案毎の原因と再発防止対策は、別紙のとおり。)
2 事業場内巡視結果による改善対策の実施	衛生管理者が実施した巡視により、作業場内の照度不足、高温作業場所の冷房等の措置未実施、換気装置の性能不足を確認。 改善対策内容、実施時期と実施までの応急措置は別紙のとおりであるが、なるべく速やかに対策を実施する。
3 定期健康診断の有所見者にかかる医師からの意見聴取	6月に実施した定期健康診断で所見が確認された労働者15名に対する産業医への意見聴取が完了。1名につき、深夜労働削減の就業制限が相当との意見が付されたことから、対象労働者からも意見聴取の上、10月20日から原則深夜労働を行わせないこととした。
4 時間外・休日労働の状況と医師の面接指導について	8月に月80時間を超えて時間外・休日労働を行った労働者1名につき、本人の申出を受けて産業医の面接指導を実施。 現段階では健康上の問題は生じていないとの判断により、就業制限を行わず通常勤務で経過観察することとした。 なお、同人の9月実績は月45時間未満まで減少を確認。

議題5～は次頁以降

回覧

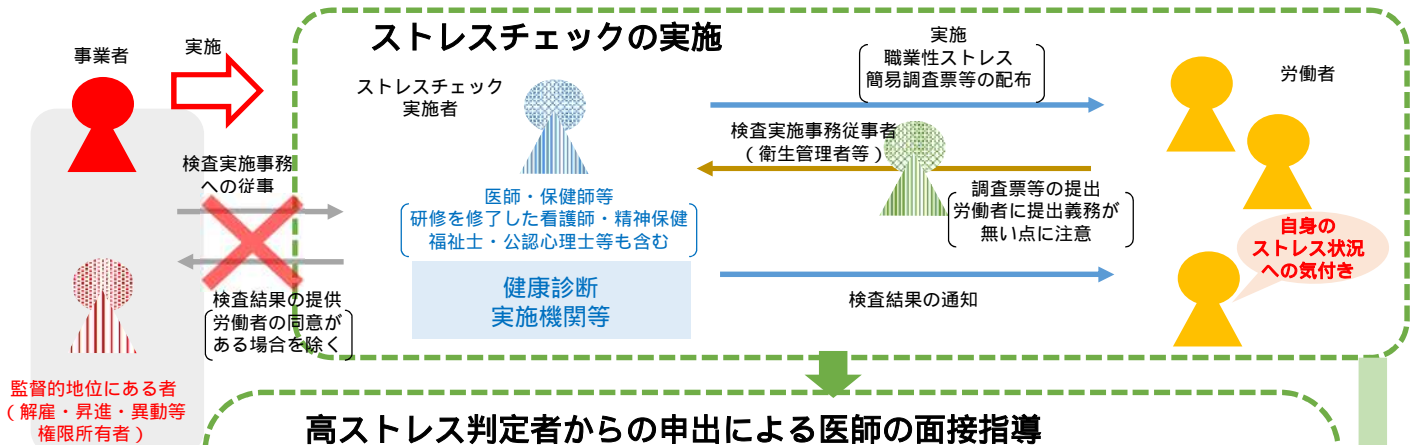
社長	印	議長	印	委員	印	印	印	印	印	印	印	印		
社長	印	部長	印	印	課長	印	印	印	係長	印	印	印	印	印
係員	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	

(2頁のうち、1頁目)

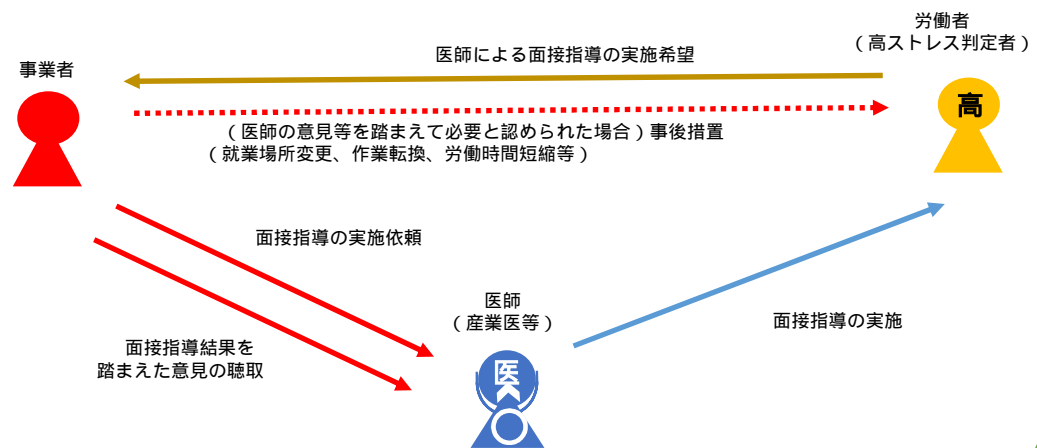
その他の措置

(1) ストレスチェックの実施

常時使用する労働者に対して、「メンタル不調の未然防止のため自らのストレス状況への気付き」の観点から、医師等によるストレスチェックを実施する義務が生じます。



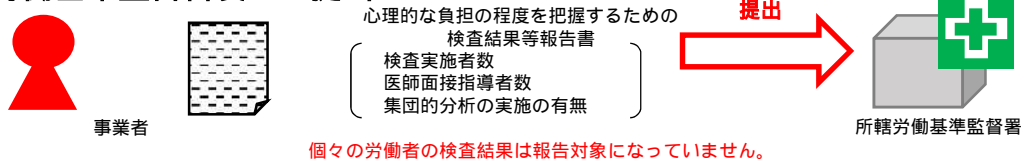
高ストレス判定者からの申出による医師の面接指導



【努力義務】 集団的分析・分析結果を踏まえた措置



「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」の所轄労働基準監督署長への提出



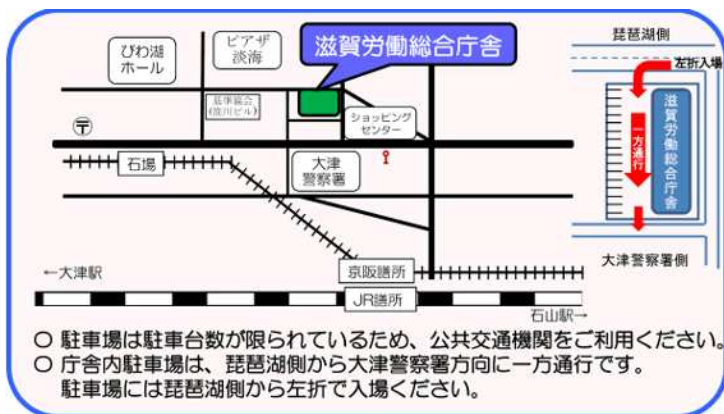
(2) 定期健康診断結果報告書の提出

定期健康診断は事業場規模に関係なく事業者を実施義務がありますが、常時50人以上の労働者を使用する事業場は、当該健康診断の結果を、所定の様式により所轄労働基準監督署長に報告する義務があります。

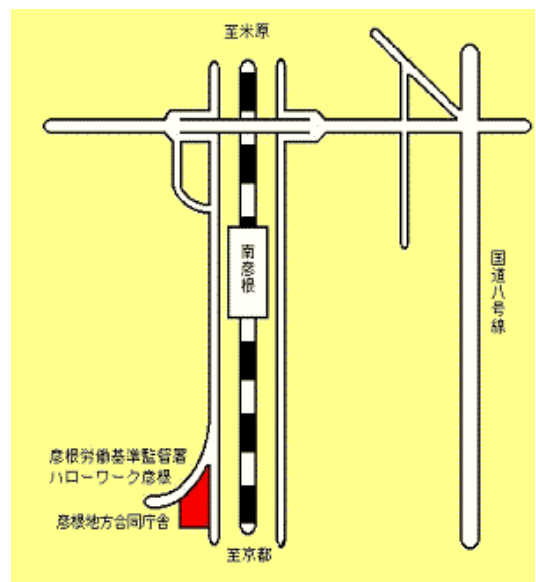
法律上のお問い合わせは、下表の滋賀労働局及び傘下の労働基準監督署にて対応しています。

名称	所在地	電話番号	管轄
滋賀労働局 労働基準部 健康安全課	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5階	077-522-6650	
大津労働基準監督署 安全衛生課	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎3階	077-522-6678	大津市、草津市、栗東市、 守山市、野洲市、高島市
彦根労働基準監督署 安全衛生課	彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階	0749-22-0654	彦根市、米原市、長浜市、 犬上郡、愛知郡
東近江労働基準監督署 第2方面	東近江市八日市緑町8-14	0748-41-3366	東近江市、近江八幡市、 甲賀市、湖南市、蒲生郡

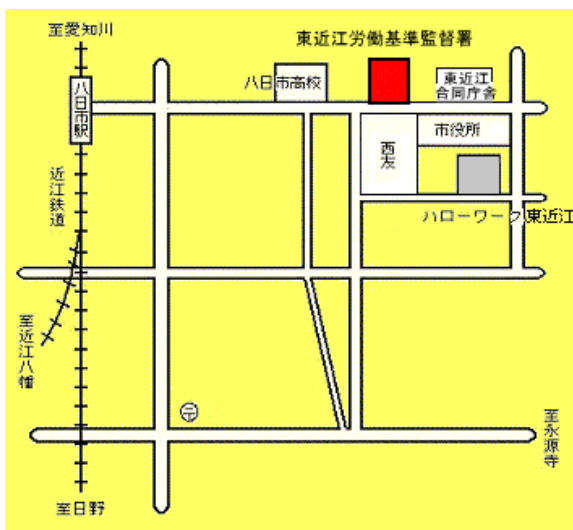
滋賀労働局・大津労働基準監督署（滋賀労働総合庁舎）



彦根労働基準監督署



東近江労働基準監督署



滋賀労働局の
ホームページは
こちら

